別表七の二付表一の表中「連結所得金額控除限度額 (1)×50、55又は100/100」を「連結所得金額控除限度額 (1)×50又は100/100」に、「連結欠損金額（別表四の二「56の①」）／個別欠損金額（別表四の二付表「56の①」）」を「連結欠損金額（別表四の二「54の①」）／個別欠損金額（別表四の二付表「54の①」）／額／額」に改め、同表の記載要領第二号を次のように改める。

3　「連結所得金額控除限度額 (1)×50又は100/100　(2)　」の欄は、中小連結親法人等連結事業年度（法第81条の９第８項各号に掲げる連結親法人の当該各号に定める各連結事業年度をいう。）に該当しない連結事業年度にあつては「又は100」を消し、その他の連結事業年度にあつては「50又は」を消すこと。

別表七の二付表一の記載要領第七号(1)中「「連結欠損金額（別表四の二「56の①」）(21)」」を「「連結欠損金額（別表四の二「54の①」）(21)」」に改める。

別表七の二付表二の表中「仮決算による連結中間申告の連結欠損金額（連結中間申告の別表四の二「56の①」）」を「仮決算による連結中間申告の連結欠損金額（連結中間申告の別表四の二「54の①」）」に改める。

別表七の二付表四の記載要領中「場合（」の次に「所得税法等の一部を改正する法律（平成31年法律第６号）第11条の規定による改正前の」を加える。

別表七の二付表五の表中「個別所得金額（((別表四の二付表「46の①」)－(7))又は((別表四の二付表「46の①」)－(7)－((別表四の二付表「46の①」)－(4))×(0.5又は0.45))）」を「個別所得金額（((別表四の二付表「46の①」)－(7))又は((別表四の二付表「46の①」)－(7)－((別表四の二付表「46の①」)－(4))×0.5)）」に改め、同表の記載要領第一号中「租税特別措置法」を「所得税法等の一部を改正する法律（平成31年法律第６号）第11条の規定による改正前の租税特別措置法（第３号(1)において「平成31年旧措置法」という。）」に改め、同第二号中「「個別所得金額（((別表四の二付表「46の①」)－(7))又は((別表四の二付表「46の①」)－(7)－((別表四の二付表「46の①」)－(4))×(0.5又は0.45))）」を「「個別所得金額（((別表四の二付表「46の①」)－(7))又は((別表四の二付表「46の①」)－(7)－((別表四の二付表「46の①」)－(4))×0.5)）」に改め、同号(9)を次のように改める。

(1)　平成25年４月１日以後に法第59条第２項に規定する事実が生じた場合、同日以後に平成31年旧措置法第68条の102の３第１項に規定する政令で定める事実が生じた場合又は同日以後に震災特例法第25条第１項に規定する政令で定める事実が生じた場合には、「計(1)+(2)+(3)　(4)」の金額が別表四の二付表「46の①」の金額以上である連結事業年度又は法第15条の２第１項（連結事業年度の意義）に規定する連結親法人事業年度が法第81条の９第８項各号（連結欠損金の繰越し）に定める各連結事業年度に該当する連結事業年度にあつては「又は((別表四の二付表「46の①」)－(7)－((別表四の二付表「46の①」)－(4))×0.5)」を消し、その他の連結事業年度にあつては「((別表四の二付表「46の①」)－(7))又は」を消すこと。

別表七の二付表五の記載要領第二号(2)及び(3)中「にあつては、「又は((別表四の二付表「46の①」)－(7)－((別表四の二付表「46の①」)－(4))×(0.5又は0.45))」」を「には、「又は((別表四の二付表「46の①」)－(7)－((別表四の二付表「46の①」)－(4))×0.5)」」に改める。